

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社博報堂
法人番号 : 8010401024011
業者の住所 : 東京都港区赤坂5丁目3番1号
- 2 指名停止措置期間 : 令和5年3月8日～令和5年12月7日 (9か月間)
(ただし、契約申込心得第2条2に基づき当機構の資格を有する期間に限る。)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地区
- 4 事実概要
公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社博報堂等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。
- 5 指名停止措置理由
4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 経理資金部 会計課 TEL 045-222-9049 (直通)